

令和6年9月20日

大阪府教育委員会会議会議録

1 会議開催の日時

令和6年9月20日(金) 午後2時00分 開会
午後2時30分 閉会

2 会議の場所

委員会議室(府庁別館6階)

3 会議に出席した者

教育長	水野達朗
委員	中井孝典
委員	井上貴弘
委員	岡部美香
委員	竹内理
委員	森口久子
教育監	大久保宣明
理事兼教育次長	東口勝宏
教育センター所長	酒井智
教育総務企画課長	平田誠和
高校改革課長	建元真治
支援教育課長	御手洗英樹
保健体育課長	木原哲也
地域教育振興課長	泉谷成昭
教職員企画課長	倉橋秀和
教職員人事課長	岸野行男

4 会議に付した案件等

- ◎議題1 知事からの意見聴取に対する回答の承認について
- ◎報告事項1 令和6年度第1学期(令和6年4月1日以降同年8月31日まで)における教職員の懲戒処分の状況について

5 定足数確認

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、9月の委員会会議を開催いたします。本日もYouTubeで配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願いいたします。それでは教育長、お願いいたします。

(教育長)

はい、それでは開会にあたりまして定足数を確認いたします。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい。本日は井上委員と岡部委員はオンラインでご出席いただいております、教育長および委員の計6名のうち6名が出席しており、本会議は成立しております。

(教育長)

はい。それでは定足数を満たしているため、ただいまから会議を開きます。

6 議事等の要旨

(1)会議録署名委員の指定

竹内委員を指定した。

(2)8月26日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3)議題の審議等

◎議題1 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

【議題の趣旨説明(教育総務企画課長)】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和6年9月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する件である。

○予算案

- 1 令和6年度大阪府一般会計補正予算（第2号）の件（教育委員会関係部分）

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立体育会館電気設備改修工事）
- 2 工事請負契約変更の件（大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工事）
- 3 大阪府立交野支援学校四條畷校における通学等バスの介助員の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

○条例案

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件
- 2 大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例の件
- 3 大阪府立学校条例の一部を改正する条例の件
- 4 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

【質疑応答】

（教育長）

はい。それではただいまの説明について、ご質問ご意見をあわせてお願いいたします。挙手をお願いいたします。森口委員。

（森口委員）

ご説明ありがとうございます。特に疑問点ということではないのですが、教えていただいたことが2点あります。まず、一般会計の中の、森ノ宮待機所設置業務委託について、大阪城内に待機場を作ると聞こえたのですが、それではよろしかったでしょうか。

（教育長）

教育総務企画課長。

（教育総務企画課長）

ありがとうございます。大阪城公園内です。Osaka Metro 中央線の森ノ宮駅が、大阪城公園に隣接しています。子ども専用列車には、最大で約500名の子どもたちの乗車が可能で、駅構内で全て待機することは難しいことから、公園内で暑さ対策等を行い、子どもたちが安心して待機できるような体制を整えたいというものでございます。

(森口委員)

ありがとうございます。暑さ対策について、屋根を設置するだけではなくて、ミスト等、踏み込んだ対策をしていただけたらと思っております。

次のページの事件議決案3にある、交野支援学校四條畷校の件についてです。既に前回議決されておりますので、特段のことではないのですが、通学等バスの介助員の負傷事故について少しだけ意見を述べさせていただきたいと思っております。今、学校全般に、教職員の負担を減らすために、外部要員がたくさん入っておられます。様々な形で外部要員をお願いすることについてはまったく問題のないことだと思うのですが、経験値が少ない方がなされるような場合もありますので、そのような場合には、現場で研修をする等、できるだけ手厚い業務支援をしていただけたらと思っております。業務支援により、このような事故が減らせるのではないかとと思っておりますので、その2点についてご意見を述べさせていただきました。内容としては特に疑問点はございません。

(教育長)

はい、ありがとうございます。では、他の委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問もないようですので採決をいたします。議題1について原案通り賛成の場合は挙手をお願いします。賛成多数でありますので、原案通り決定をいたします。

【採決の結果】 賛成多数により、原案どおり決定した。

(賛成者：教育長、中井委員、井上委員、岡部委員、竹内委員、森口委員)

◎報告事項1 令和6年度第1学期(令和6年4月1日以降同年8月31日まで)における教職員の懲戒処分の状況について

【議題の趣旨説明(教職員人事課長)】

教育長が専決した標記状況について、報告する件である。

【質疑応答】

(教育長)

それでは、ただいまの説明について、ご質問ご意見をあわせてお伺いをいたします。いかがでしょうか。中井委員。

(中井委員)

はい。教職員の不祥事が起こっていることについて、本当に残念に思っています。教育委員会からご説明ありましたように、適切な通達や学校長の指導について、頑張っていただいていると思います。一方で、校長先生までは指導がされているが、教職員に伝わっていない感じがします。何かがあったときに臨時校長会があるように、職場も臨時職員会議を行う等、

対応を徹底するように求めてもよいように思います。根絶がされないということであれば、もう少し一歩踏み込んだご指導をされた方がよいのではないかと思いますので、ご検討いただきますよう、よろしく申し上げます。以上です。

(教育長)

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。井上委員。

(井上委員)

はい。ご説明ありがとうございました。(1)の②に特別休暇の不正取得とありますが、この特別休暇というのは、どのような制度、仕組みなのか教えていただいてもいいですか。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事長)

特別休暇は、年次休暇とは別に、様々な要件によって認められる制度で、たとえば病気休暇等があります。

(教職員人事課 課長補佐)

補足いたします。今回の②のケースは、特別休暇の一種で、有給の休暇である子どもの看護休暇を不正に取得した事例です。少し具体的にご説明しますと、当該教諭は、勤務を午前8時半から始めて、午後3時頃に子どもの看護休暇を取得し、早退して帰っていたのですが、実際には子どもの看護ではなくて、他の私用だったということです。要するに、偽って休暇を取得することを繰り返したということで、処分した事例です。

(井上委員)

ありがとうございます。3時以降の行動については学校側でも把握できないため、不正な休暇の取得が繰り返されていたということですか。

(教職員人事課 課長補佐)

そうです。のちのち調べたところ、申請された内容と事実が異なっていたことがわかりました。

(井上委員)

この教員は、授業中や会議中に、合計16回、195分にわたって居眠りする等を行ったと記載されていますが、居眠りの回数や時間を計っていたのですか。

(教職員人事課 課長補佐)

この教員については、実は、昨年の7月頃から、時折勤務時間中に居眠りしているのではないかと、学校では、8月から、よく注意し、確認する必要があるということで、状況を確認し、本人にも事情を確認した上で、回数や時間を確認しました。

(井上委員)

これは、体調が悪かったということですか。

(教職員人事課 課長補佐)

教員本人の話では、昨年の7月頃から精神的なストレスにより不眠が続き、勤務時間中に居眠りをする状況になってしまったということです。

(井上委員)

資料には居眠り等の回数と時間が書いてあるのですが、これは誰かが見ていたのですか。ストップウォッチ等で計ったのか、195分と細かく記載されているのはどういうことなのかと不思議だったのでうかがいます。

(教職員人事課 課長補佐)

細かな時間数については、本人に申告をさせて学校で確認しました。その時々居眠りがあったということについては、その場で周りの職員が現認したということを踏まえて、本人に聞き取りして把握をしたという経緯があります。

(井上委員)

授業中ということですか。それとも事務作業中に居眠りしたのですか。

(教職員人事課 課長補佐)

授業中でありませうか、会議中ということもあります。

(井上委員)

居眠りの回数が16回というのは、本人に聞いた結果、16回だったということですか。

(教職員人事課 課長補佐)

はい。本人に確認し、少なくともこの16回については間違いがないということで、認められた回数でございます。

(井上委員)

教員が授業中や会議中に寝ていたら、3、4回ぐらいで、生徒や他の先生から、体調が悪いのか等の話が出て、注意といいますか、事情を聞く等の対応は行わなかったのですか。

(教職員人事課 課長補佐)

周りからの指摘もありましたので、その後いろいろと確認をしたり、周りの教員や管理職からも注意、話をしたようなのですが、その後も引き続き居眠り等の状況が続いておったということでございます。

(井上委員)

その期間は、どのぐらいに渡っているのですか。

(教職員人事課 課長補佐)

この16回といいますのが、今年の8月から12月にかけての4ヶ月間にわたっての話になります。

(井上委員)

4ヶ月の間ということですか。

(教職員人事課 課長補佐)

はい、そうです。

(井上委員)

その途中で、周りの人も、本人に対して体調悪いのか等、話を聞いたりしなかったのですか。4ヶ月ずっとそのような状態が続いているということは、かなり異常な状態だと思うのですが。

(教職員人事課 課長補佐)

周りの教員の方も当然、この者の仕事を支援したり、不眠についての相談を聞いたり、状況把握、サポートは行ったと聞いています。

(井上委員)

今回の②の処分は、4つの事柄に対して行われたのですか。1つめは特別休暇を不正に取得したこと、2つめは私的なメッセージをやり取りしていたこと、3つめは居眠りをしてしたこと、4つめは通勤手当を不正に受給したことという、4つの内容があって処分したということですか。

(教職員人事課 課長補佐)

そうですね、男性の教員に関しては、そういうことになります。

(井上委員)

ただ、居眠りに関しては、別の対応ができなかったのかと不思議な感じがしました。居眠りについては、さぼっているのではなく体調が悪いということなのであれば、もっと早くに対処ができなかったのか、少し不思議でした。以上です。

(教育長)

はい、ありがとうございます。それでは、他はいかがでしょうか。竹内委員。

(竹内委員)

ご説明ありがとうございます。1つ質問ですが、この中で繰り返し行っている方はいないでしょうか。データとして出てくるのは、今回はこのような事案があったということなのですが、同一の方が繰り返し処分を受けていることはない、という理解でよろしいでしょうか。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

懲戒処分として、繰り返されている方はおられません。

(竹内委員)

懲戒処分として、ということは、何か他にあるのでしょうか。

(教職員人事課長)

服務上といいますか、注意を受けていた方が、別の案件で今回処分された事案はございます。

(竹内委員)

データの中でそのような事案が分かれば、今後、対策を練るべきなのかどうなのか等についても議論が進むと思いますので、ご報告だけでもいただけたらありがたいと思います。

(教育長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。森口委員。

(森口委員)

ご説明ありがとうございます。私も中井委員と同じで、教職員によるセクシュアルハラスメント等について、教育庁として学校長への指導をしているにも関わらず、十分に伝わっていないのではないかという印象を持っています。指導は個々の先生方に伝わっていくようなシステムになっているのかということと、事前に予防するという意味で、私は以前にもご提案させていただいたのですが、全員に向けてのアドバイスや研修等が実際になされているのかという1点と、教育庁からの指導を受けて学校が取り組んだ内容について教育庁で分析をされているのかという2点についてうかがいます。もし実施されていないのであれば、やはりそこまで実行して初めて教育庁の様々な取組みの結果が見えてくるのではないかと思います。この2点について教えていただきたいと思います。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

はい、ありがとうございます。色々な通達等を出しておりますが、どうしても校長先生等からの伝達方式になっているのが、事実でございます。おっしゃるように、校長先生から各教員に、職員会議等、色々な手法で伝えていただいているのですが、実際にその内容が確かに教員に伝わったのか等についてのフィードバックについては、現状では取れておりません。現在、色々な事案が増えているのは事実でございます。学校の教員は、教員としての使命感ですとか、先生になって子どもたちを指導しようという志で教員になっているはずですので、やはりそのような部分を再認識してもらうような取組み等が必要かということで、現在検討しているところです。

また、会議資料の数字には含まれていないのですが、講師の先生方による事案が増えていることを受け、先日の臨時校長会で話を行いました。従来、講師の先生方については、現場に立つ期間が短いということで、チェックシートやワークシート集等を必ず見ておくようお願いしてきたのですが、前回の臨時校長会では、講師の先生方がチェックシートやワークシート集に取り組んだことを必ず確認するように改めてお願いをしました。ご指摘いただいた点等について、実効性ある対策を考えていきたいと思います。

(教育長)

ありがとうございます。それでは、他はいかがでしょうか。それでは、ご質問も尽きたようですので、この件につきましては終了をいたします。

7 次回の教育委員会会議の予定について

(教育長)

それでは、本日の議事は以上でございます。次回の教育委員会会議の日程について事務局からお願いします。

(事務局)

次回会議は10月21日月曜日、14時からの予定です。

(教育長)

次回会議は10月21日月曜日14時からの予定です。それでは、本日の会議を終了いたします。

以上